

第19回（2021年度）静岡市清水区民サッカー大会 実施要項

1. 主 催 静岡市体育協会・静岡市サッカー協会・NPO法人清水サッカー協会

2. 主 管 市民大会運営協議会

3. 大会の目的・考え方

(1) 目的

清水区在住者を中心とした市民が、サッカーを通じて相互に交流することにより、より多くの選手がサッカーを楽しむ環境づくりを進めることを目的とする。

(2) 考え方

①より多くの選手がサッカーを気軽に楽しむことができる中長期的に安定した受け皿として、地域単位でのスポーツクラブづくりにつながる取り組みを進める。なお、地域スポーツクラブは、学区を単位とすることにより、多様な年代、技量などの人々が、相互に認め合い、助け合う組織であることが尊重される。

②女子など地域単位でのチーム編成が難しいカテゴリーでは、学校の部活動や地域を単位としないクラブなど地域単位以外でのチーム編成により、他にプレーする機会の少ない選手のためにプレーの機会の創出に努める。

4. チーム編成

(1) チームは同一小学校区(またはそれに準ずる区域。以下「地域」という)に住所を有する者で編成し、地域を代表して各カテゴリー大会に参加する。

(2) 2以上の「地域」による合同チームの参加も認める。

(3) 参加できるチーム数は、原則的に1カテゴリーにつき1地域1チームとする。ただし、選手数が著しく多いときは、各カテゴリーの判断で2チーム以上の参加を認める。

(4) 学校の部活動や地域を単位としないクラブなど地域単位以外でのチームの参加は、各カテゴリーの役員が、出場チームの意見を聞いて決定する。

5. 参加選手資格・原則として、清水サッカー協会会員及び清水区内各地域の在住者。

(ただし、スポーツ傷害保険またはそれに順ずる保険に参加チームとして加入すること。)

6. 年齢基準

学年で計算するものとする。例えば、030のカテゴリーには、2021年4月1日までに30才となる選手が出場可能である(つまり、誕生日が1991年4月1日以前の選手)。また、試合の日に15歳であっても、2021年4月1日までに16歳になる選手は、U15のカテゴリーに出場できない。ただし、各カテゴリー毎に出場チームの合意が得られた選手については、この限りではない。

7. 競技方法

(1) 「4. 大会の目的・考え方」に基づき、学校の部活動や地域を単位としないクラブなどによる対抗戦を行うカテゴリーの場合は、その趣旨に沿った対抗戦とする。

(2) リーグ戦・トーナメント等競技方式は、各カテゴリーごとに決定し準決勝まで運営する。

(3) 決勝大会の主審は、原則として運営協議会が審判委員会に依頼し、副審は各カテゴリーが担当する。

8. チーム・選手登録

- (1) 選手登録 各カテゴリーごとの規程により、各カテゴリー担当役員の指示にしたがって提出する。
- (2) 複数カテゴリーへの登録 例えば、0-60 所属の選手が0-50 へ出場するなど複数カテゴリーへの登録は可とする。
- (3) 複数チームへの登録 トーナメント形式のカテゴリーで、負けたチームの選手が勝ち残った選手として出場することはできない。登録を抹消しても、一度登録された選手が、他のチームに登録し直すことはできない。
- (4) その他 アマチュア以外の選手、外国籍選手の出場は可とする。

9. 大会運営

◎チーム代表者

- (1) 各チームに以下の役員をおこななければならない。 チーム代表者1名チーム副代表者1名
- (2) 代表者はチームの大会参加に関しての責任を負い、副代表者は代表者を補佐する。
- (3) 代表者は成人とする。未成年選手で構成されるチームの試合には、必ず成人が引率しなければならない。
- (4) チームは、全体大会及び各カテゴリー大会の運営に関して必要とされる協力をしなければならない。

◎運営協議会(理事会)

- (1) 各カテゴリー代表委員は、シニア委員会、育成会部、1種委員会、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会、審判委員会の委員長もしくは市民大会担当役員とする。
- (2) 大会に関する必要事項は運営協議会(理事会)において決定する。
- (3) 各カテゴリー大会は、各カテゴリー代表役員を中心に運営協議会が運営する。
- (4) 各カテゴリー代表役員は各カテゴリー大会の運営に関して、必要があれば各カテゴリー大会運営委員会等を組織し、各チーム等を各カテゴリー大会の運営に参加させることができる。

◎規律委員会

- (1) 運営協議会の中に規律委員会を設ける。
- (2) 規律委員会は、理事長・副理事長及び各種別委員長、審判委員会の代表役員とする。
- (3) 規律委員会は、競技規則及び本要項に定める出場資格、チーム編成等の規程に反する行為のほか、反スポーツ的行為など行為に対して、フェアプレーの尊重や地域スポーツの振興などの観点から懲罰等処分について裁定する。
- (4) 規律委員会は、未来にわたる本大会の範囲内で、注意、指導、出場停止、試合結果の取り消し、勝ち点の没収などの処分をすることができる。
- (5) 運営協議会は、規律委員会の処分の結果を清水サッカー協会理事会に報告する。このとき、同委員会は意見を付すことができる。

10. 会計

- (1) 決勝に出場するチームは、参加1チーム当たり2,000円を参加料として運営協議会に納める。
- (2) 前項の参加料は、原則として、決勝大会の会場運営費および表彰費等にあてる。
- (3) 各カテゴリーごとの参加料は、前述の納付金を考慮のうえ、各カテゴリー担当理事が各カテゴリーごとに設定し、運営協議会に報告する。
- (4) 各カテゴリー担当理事は、各予選大会の会計を適切に行わなければならない。もし、各予選大会として繰越金等が生じたときには、関係種別委員会等に一旦、繰り入れなければならない。

11. 表彰 各カテゴリー順位 1位・2位